

福井県共生社会条例（仮称）の骨子（案）

1 目 的

障害者の自立および社会参加の支援ならびに障害者に対する障害を理由とする差別の解消等のための施策に関し、基本理念を定め、県の責務ならびに市町および県民等の役割を明らかにし、当該施策の基本となる事項を定めること等により、共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定 義

(1) 障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障害があるものであって、障害および社会的障壁によって継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁

障害者にとって日常生活等を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行その他一切のものをいう。

(3) 合理的な配慮

障害者が障害者でない者と同等の社会生活を営むために、必要かつ適切な現状の変更または調整を行うことをいう。

3 基本理念

- ・ 全て県民は、地域社会において障害の有無にかかわらず、共に支え合い、障害者が他の人々と共生することができる社会の実現に努めること。
- ・ 全て障害者は、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- ・ 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・ 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- ・ 全て障害者は、可能な限り、どこで誰とどのように生活するかについての選択の機会が確保されること。
- ・ 全て障害者は、可能な限り、障害者に関連する政策および計画に係る意思決定に参加する機会が確保されること。

4 県、県民等の責務・役割

(1) 県の責務

- ・ 差別解消の推進、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の策定と、その総合的かつ計画的な実施

(2) 市町との連携

- ・ 県と市町との連携した施策の策定と実施、情報の提供、助言

(3) 県民等の役割

- ・ 障害者への理解促進、施策推進に対する協力

(4) 財政上の措置

- ・ 差別解消と障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の実施に必要な財政上の措置

5 不当な差別的扱いの禁止

- (1) 福祉サービスの利用における差別の禁止
 - ・福祉サービスの利用を拒否、制限、条件を付す、強制すること。
- (2) 医療の提供における差別の禁止
 - ・医療の提供を拒否、制限、条件を付す、強制すること。
- (3) 商品販売およびサービス利用等における差別の禁止
 - ・商品の購入、サービスの利用を拒否、制限、条件を付すこと。
- (4) 労働における差別の禁止
 - ・労働者の募集や採用に関し、障害者の募集、採用を拒否、制限、条件を付すこと。
- (5) 雇用における差別の禁止
 - ・賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用その他の待遇について差別的な取扱いをすること。
- (6) 教育における差別の禁止
 - ・障害者の特性を踏まえた教育の提供を拒否、制限、条件を付すこと。
- (7) 就学すべき学校の決定における差別の禁止
 - ・障害者もしくははその保護者の意見を十分に尊重せず、就学すべき学校を決定すること。
- (8) 建築物および公共交通機関の利用における差別の禁止
 - ・障害者の利用を拒否、制限、条件を付す、強制すること。
- (9) 不動産取引における差別の禁止
 - ・不動産の売却、賃貸等を拒否、制限、条件を付すこと。
- (10) 情報の提供および意思の表明の受領における差別の禁止
 - ・情報の提供および意思の表明を受けることを拒否、制限、条件を付す、強制すること。
- (11) 上記項目以外における差別の禁止
 - ・前各号に掲げるほか、障害者に対して、障害を理由として不利益な扱いをすること。

6 障害を理由とする差別解消への取組

- (1) 相談への対応
 - ・障害を理由とする差別の相談に対する県が行う業務
 - ・障害者差別解消支援協議会（あっせん機関）の設置
- (2) あっせん
 - ・障害者は、あっせんの申立てをすることができる。
- (3) 勧告および公表
 - ・あっせんに従わないときは勧告を、また、勧告に従わないときは公表することができる。

7 障害者の自立および社会参加の支援等のための取組

(1) 権利擁護の推進

- ・成年後見制度その他の権利利益の保護等のための施策が、広く利用されるよう必要な施策を講じる。

(2) 意思疎通の手段の確保等

- ・意思疎通および情報の取得のための手段の選択の機会の確保および拡大する。

(3) 移動手段の確保

- ・必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者および県民の理解の促進に努める。

(4) 建築物等のバリアフリー化の推進

- ・公共的施設の設置事業者は、障害者が円滑に利用できるよう施設設備の整備等の推進に努める。

(5) 障害者雇用の促進

- ・事業主または使用者は、障害者雇用率の達成、障害者雇用の促進に努める。

(6) 教育・スポーツ・芸術文化活動の振興

<教育>

- ・障害のある児童、生徒が十分な教育が受けられるよう、教育の内容、方法の改善および充実を図る。
- ・障害のある児童、生徒と障害のない児童、生徒との交流および共同学習を積極的に進める。

<スポーツ>

- ・障害者スポーツへの参加機会の提供、指導者の養成等を図る。

<芸術>

- ・障害者の文化芸術活動の振興を図り、障害者と障害者でない者の相互理解を促進する。

(7) 福祉・医療サービスの充実

- ・障害者が必要な福祉サービスの提供体制の確保その他必要な施策を講ずる。
- ・障害の状態に応じた治療、リハビリテーションその他の医療提供体制を確保する。

(8) 防災および防犯

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態および生活の実態に応じて、防災および防犯に対策を講ずる。

(9) 推進体制の整備

- ・施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備する。

8 県民への啓発等

(1) 広報および啓発の推進

- ・県民の本理念に関する理解を深め、施策が効果的に実施されるよう、広報および啓発を推進する。

(2) 県民等の活動の促進

- ・県民または民間の団体等が行う障害への理解を深める活動を促進するため、情報提供、助言等を行う。

(3) 表彰

- ・共生社会の実現に向けた取組に関し特に顕著な功績があった者に対し表彰を行う。

9 条例の見直し

- ・条例施行後3年を目途として、必要があると認めるときは、この条例の規定に検討を加える。

○ スケジュール

29年12月

パブリックコメント

条例策定委員会

30年 2月議会

条例案の上程